

総務

一般会計補正予算中、歳入・固定資産税のうち償却資産について

〔質問〕 償却資産制度を知らず、申告していなかったという声も聞かれますが、周知はどのように行っているのか。

〔答弁〕 償却資産について、事業者の方から申告していただいたものに課税するが、農家の方などにはなじみが薄く、申告が徹底されていないところもあった。

そこで、申告の指導をされている農協や税理士会などの団体を通じて、この制度の周知を図ってきた。今後とも適正な申告をしていただくよう、周知に努めたい。

佐賀市男女共同参画を推進する条例について

〔質問〕 条例化への提言を行った男女共同参画計画推進協議会が提言の中で求めた、苦情や相談に対応する窓口の設置については、この条例の中に明言されていないが、どのように位置

づけられているのか。

〔答弁〕 市に、苦情や相談を受ける窓口をつくることでも、この条例の大きな柱である。しかし、男女共同参画にかかる意見や相談事は多岐にわたるため、専門性も求められるため、「窓口を設置する」ではなく、「関係機関と連携し、必要な措置を講ずる」と規定している。今後、国や県などの関係機関との連携を密にしたい。

〔質問〕 佐賀市の現状として、市の審議会や外部委員会などへの女性委員の登用が非常に少ないと感じる。この条例を制定した後、どのように進めていくのか。

〔答弁〕 ことし、副市長を中心に推進会議を開催し、また、庁内の事業にかかわる担当課長をすべて集めた幹事会も開催した。平成二十二年までに、全体の四割を女性にするという数値目標を掲げて取り組んでいく。

〔意見〕 女性が仕事と家庭生活とを両立させることは、少子化対策にもつながる。この条例に事業者の責務まで規定しているのだから、セクハラや労働条件の問題なども含めた広い範囲で、きものと決定。



男女共同参画計画 (パートナーシップ21)

文教福祉

佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

〔説明〕 改正内容は大きく二つで、通常三割である被保険者負担割合が現在三歳までが二割のところを六歳まで延長することと、七十歳以上の被保険者負担割合を一割から二割に改正すること。施行期日は二十年四月

月一日としているが七十歳以上の被保険者負担割合の改正については、国において一年間凍結する動きがあり、その施行期日は規則で定める。

〔意見〕 乳幼児の負担割合については三歳から六歳に改善されるので了承するが、七十歳以上の人については、負担割合が一割から二割に増えることになる。負担増に考慮して凍結するという

ことだが、一年後に状況が好転する見込みもない中では何の解決にもなっており、問題である。

佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

〔説明〕 納付書や口座振替で保険税を納める普通徴収に加え、六十五歳以上の人については年金からの天引きで徴収する特別徴収の規

定を追加する。施行期日は二十年四月一日としている。

〔質問〕 対象となるのは、年金年額が十八万円以上で六十五歳から七十四歳の人で構成される世帯である。ただし、年金年額が十八万円以上の世帯でも介護保険料と保険税を合わせた控除額が年金年額の半分を上回

る場合は普通徴収に変わる。

〔意見〕 国保税の徴収を強化するための手段であり、高齢等年金受給者から保険税を強制的に徴収するものなので非常に問題がある。

〔答弁〕 対象となるのは、年金年額が十八万円以上で六十五歳から七十四歳の人で構成される世帯である。ただし、年金年額が十八万円以上の世帯でも介護保険料と保険税を合わせた控除額が年金年額の半分を上回

る場合は普通徴収に変わる。

〔審査結果〕 すべての議案について、原案を可決すべきものと決定。

経済企業

一般会計補正予算中、担
い手農地集積高度化促進
事業（億三千八百八十万
六千円）について

〔説明〕 補助対象農地は同
一の集積対象者によって耕
作される農地が一畝以上の
まとまりを構成し、かつ、
所有権の移転、もしくは六
年以上の利用権設定または
農作業受委託契約がされて

いなければならない。面的
集積促進費の補助基本額は
十坪当たり一万五千円で、
負担割合は国が二分の一の
七千五百円、残りを実施主
体である事業実施団体から
分担金として七千五百円を

市に払う。今年度分として
四十九の事業実施団体から
千六百十五・六畝の対象農
地面積の申請があつている。
〔意見〕 分担金を徴収して
一万五千円補助するよりも、

分担金を徴収せずに七千五
百円補助するほうがわかり
やすい。また、申請団体が
少ないのは準備期間がな
かったからであり、もっと
多いはずである。

一般会計補正予算中、林
業振興事業千二百六十二
万円について
〔意見〕 土地境界を明確に
することは間伐など森林施
業の基本。そのことを踏ま

建設環境

中の農団地一号線の市道
認定について

〔質問〕 道路にかかる橋梁
の強度調査は行ったのか。

〔答弁〕 この道路は、旧富
士町で寄附を受けているが、
調査までは行っていない。
橋梁の強度については、一
級河川にかかる橋梁なので
河川法に基づき占用許可、
工作物設置の許可が必要で
あり、県によると占用許可、
工作物設置の許可とも手続

きがされており、手続きの
段階で県が構造等について
も確認したとのこと。

〔質問〕 橋梁は民間設置だ
が、民間と官公庁では強度
等に差が出るのでは。

〔答弁〕 民間が施工しても
占用許可の段階で基準に基
づき審査され、設置後の検
査も義務付けられている。
人の命にかかわることなの
で法律に基づく基準は確保
できていると理解する。旧
富士町で寄附を受け町の財
産として管理されていたた

常任委員会

め、今後も市の財産として
しっかり管理する義務があ
る。

一般会計補正予算中、佐
賀城公園整備事業県営事
業負担金 四千六百七十
八万八千円について

〔質問〕 百年構想は県事業
だが、市としてどこまで意
見等を示し議論できるのか。
費用負担も二分の一だが、
今回の旧視聴覚ライブラ
リーと水道局跡地をどう関
連づけていくのか。県との

え取り組んでいただきたい。
一般会計補正予算中、エ
スプラッツ活用推進経費
一千五百万円について

〔説明〕 エスプラッツ二階
の医療・健康ゾーンの一區
画に、現在、三階に入居し
ている佐賀新聞文化セン
ターが内定したことに伴う
施設の間仕切り、内装、空
調設備等の工事費。

〔質問〕 二階の入居で来館

者が何人増えると見込んで
いるか。

〔答弁〕 兵庫南の「ヘルシー
パルさが」の事業閉鎖によ
り講座を引き継ぐと想定し
二階の新たな施設で一日約
八十人増えるの見込む。

佐賀市立東与賀文化ホー
ルの指定管理者の指定に
ついて

〔意見〕 指定管理者となる
NPO法人とは自主的に運
営をしている団体であり人

議論の中で市がやっている
姿が見えてこない。結果的
に、県が決めたことに市が
半分負担しているだけのよ
うな気がする。

〔答弁〕 県と市が対等の立
場で、お互いに必要と感じ
ているものをそれぞれ出し
合せて議論していく。市と
してもここは観光の拠点と
位置づけており、旧視聴覚
ライブラリーの活用にして
も建物を保存することを前
提に、市として必要な機能



旧視聴覚ライブラリー

員の増減等で施設管理運営
に影響があると心配をする
反面、期待もする。市はしっ
かりサポートをすべき。

〔審査結果〕 すべての議案
について、原案を可決すべ
きものと決定。

を訴えていくし、県は県で
活用策を出して調整してい
く。また、県営事業負担金
については、以前は計画決
定後に県から負担金の要請
があつてしたが、今は市の
意見を県に伝えそれを反映
してもらっている。

〔審査結果〕 すべての議案
について、原案を可決すべ
きものと決定。

企業会計・特別会計 決算特別委員会

自動車運送事業（市営バス）会計について

〔説明〕 ゆめタウン線の新設やノーマイカーデーの拡大、ワンコインシルバーパス券の利用者の増などにより、乗り合い運送収入が、前年比約千七百万円、約三・三%増になっている。〔質問〕 経営が好転しているのか。

一般会計 決算特別委員会

同和団体活動費補助金について

〔質問〕 補助金の交付理由に合わない支出があるのではないか。きちんと指導すべきではないのか。

〔答弁〕 補助金だけの運営ではないので、一概に不適切とはいえないが、不適切な支出があれば、その部分はきちんと指導していく。〔質問〕 活動費補助金の積

るようだが、現在十一%削減している人件費について見直す考えはないか。

〔答弁〕 まずは単年度赤字の達成を目標としているので、今後の経営改善状況の中で考慮していきたい。

水道事業会計について

〔質問〕 石綿管については、衛生上や漏水の問題が指摘されているが、いつまでに取りかえを完了する予定か。

算根拠はあるのか。

〔答弁〕 積算根拠はない。

当初積算した額から相手との協議を重ね、金額を決定

〔意見〕 補助金の積算根拠は明確にすべき。大部分は市の補助金での運営なので、使途明細や使途方法について、的確な指導を行うべき。

松梅地区活性化施設整備寄附金及び基金積立金について

〔質問〕 以前、議会への説明は、そよかぜ館の施設使用料（歳入）と、管理事業

〔答弁〕 平成十八年度末で配水管総延長の約二・六%の二万四千六百九十三メートル残っている。道路工事などと並行して取りかえること

でコスト縮減を図りつつ、平成二十六年度までにすべてを更新する計画である。

富士大和温泉病院事業会計について

〔説明〕 特別利益のうち約千六百六十万円は、旧共立

決算特別委員会

費（歳出）との兼ね合いで、

「農事組合法人そよかぜ館」から年五百万円を目途の寄附金により、基金積立を行

うとの内容だった。実際の決算額は二百万円で整合性がとれていないが。

〔答弁〕 議会へ説明した内容が先方に十分伝わっていません。市の施設を使用して恩恵を受ける部分なので、負担をお願いするのは当然であり、農事組合法人にもその辺りを十分認識し

てもらったよう指導している。

病院が直接経営していた売店の事業会計剰余金と、特別養護老人ホームなごみ荘に嘱託医を派遣する事業会計剰余金である。昨年これらの事業会計残高が預金通帳の形で残っていることが明らかになり、今回病院事業会計に入れる会計処理を行った。当時の職員の話を聞くと、公金として処理すべきだという意識が希薄で

〔質問〕 農事組合法人の当該年度決算報告書では、約一千万の当期利益が計上されている。寄付金を二百万円で了承した判断根拠は。

〔答弁〕 当初の決算見込みでは赤字とのことだったので、寄附できないのも仕方ないと判断していた。しかし、その後、決算報告書を

確認したところ約一千万円の当期利益を確認したので、改めて寄附をお願いし、協

あったようである。

〔意見〕 これまでこの通帳の存在が見逃され、放置されてきたことは、過去の経理処理が不適切であったと言わざるを得ない。

国民健康保険特別会計について

〔質問〕 前年度より収納率が上昇したとのことだが、

どのように取り組んだのか。〔答弁〕 財産の差押えを重点的に実施しており、件数

は前年度の三十件から二百九件に増えている。差押え前には納税相談や財産の調査等を十分に行い、実態を把握するようにしている。

〔審査結果〕 すべての議案について、原案を認定すべきものと決定。



松梅地区活性化施設「そよかぜ館」